

ArCSⅢ 若手人材海外派遣プログラム 2026 年度募集要項

1. 趣旨

本プログラムは、北極域研究強化プロジェクト、ArCSⅢ（Arctic Challenge for Sustainability-3）(<https://www.nipr.ac.jp/aerc/topics/20250405ArCS-III.pdf>)の趣旨に鑑み、若手研究者的人材育成を目的として行うものです。この短期派遣支援では、我が国の大学等学術研究機関に所属する大学院生、若手研究者、実務者が、国際会議に参加し発表や情報収集を行うこと、海外の大学や研究機関等に滞在し共同研究及び交流を行うこと、又はフィールドにおいて調査を行うことなどを支援します。この派遣が、若手研究者による今後の研究の進展、国際的な人的ネットワークの構築などにつながることを期待しています。

本公司は、2026年4月1日以降実施のものが対象になりますが、ArCSⅢプロジェクト補助金の2026年度交付決定後、円滑に開始できるよう、交付決定前に募集の手続きを行います。このため、2026年4月1日以降の計画の実施や予算の執行は2026年度交付決定が前提であり、今後、内容等に変更がありうることを予めご了承ください。

2. 対象となる分野・取組み・渡航期間

- (1) 対象分野： 北極域に関する全分野
- (2) 対象となる取組み
 - ・ 海外の大学や研究機関等を訪問し、北極域に関する共同研究、議論や情報交換などの人的交流、フィールド調査などを行う取組み。
 - ・ 北極域研究に関する国際会議やコース等へ参加し、情報収集や人的ネットワークの構築、知識や技術を習得する取組み。
※国際会議参加の場合、原則として自身の発表を行うことを条件とします。
- (3) 実施期間： 海外渡航は原則として1ヶ月程度以内

3. 採用予定数：7名程度

4. 派遣支援対象者

- ① 我が国の大学等に所属する修士課程以上の大学院生（派遣時に大学院生となる見込みの者を含む）
- ② 2025年4月1日現在、修士または博士の学位取得後10年未満の我が国の大学等に所属する研究者
(学位取得後の産前産後休暇、育児休業の期間を除くと10年未満となる者を含む)
- ③ 申請時に40歳未満の企業・官公庁等の実務者（個人事業主含む）
※² 学位取得後に取得した産前産後休業、育児休業の期間を除くと当該学位取得後10年未満となる者

5. 申請手続き

- (1) 申請書類：次の①～⑥の書類各1部を提出してください。
 - ① 申請書（所定様式 Form-A）
 - ② 渡航スケジュール・予算管理計画書（所定様式 Form-B）
 - ③ 大学院在籍証明書（大学院生）、学位取得証明書または学位記コピー（研究者）
 - ④ 在留資格の記載がある書類（在留カード、特別永住者証明書など）のコピー（※外国籍を有する方のみ）

⑤ 対象となる取組みを証明できる資料

- ・ 大学や研究機関等を訪問する場合は、受入研究者の内諾を証明できる書類
- ・ フィールド調査の場合は、計画書等
- ・ 国際会議やコース等は、WEBページ等で紹介されているもの。発表要旨（案でも可）

※提出資料でご不明な点がある場合は、お問い合わせください。

⑥ 応募書類チェックリスト（所定様式 Form-C）

（2） 募集期間および派遣開始時期

募集期間：2026年2月2日（月）～2026年2月27日（金）12:00迄【厳守】

派遣時期：2026年4月～2027年2月下旬

（3） 申請方法

申請書類一式をPDFファイル化し、下記のE-mailアドレスまでメール添付の上で送付してください。

E-Mail: arcs3_HU@arc.hokudai.ac.jp

メールの件名：「2026年度 ArCSⅢ若手人材海外派遣プログラム応募」

6. 審査及び結果

審査は、北大 ArCSⅢ事務局及び審査委員が行い、派遣支援対象者を決定します。審査結果は申請書記載の本人連絡先にメールにて通知します。なお、審査の過程で、審査員から申請内容に対する質問や計画の改善要求があった場合、申請者に対して書面によるヒアリングを行い、回答を求めることがありますので留意ください。 審査は以下の基準に基づき行われますので、申請書作成の参考にしてください。

（1） 必須事項

- ・ 現在の指導教員または上長に承認されているか。
- ・ 対象分野、身分、期間等の条件を満たしているか。
- ・ 対象となる取組みを証明できる資料を提出しているか。

（2） 審査方針

- ・ 本支援プログラムの目的と整合しているか。
- ・ 目的や計画は、具体的に書かれているか。
- ・ 対象となる取組みを達成するための準備状況は適切であるか。
- ・ 経費は目的や計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・ 本支援プログラムで活動を行うことにより、今後の北極域研究の発展を望めるか。
- ・ コミュニケーションをとるための語学能力は十分であるか。
- ・ 全体として採択者と研究課題の多様性が保たれているか。

7. 採択決定後の手続き

採択された後、派遣支援対象者は北海道大学担当者からの連絡に従い、必要な手続きを進めてください。

8. 支給経費

北海道大学の諸規程に基づき、下記費用を北海道大学が支給します。

- (1) 交通費 往復交通費 本プログラムが定める規定に従って支給します。
- (2) 滞在費 本プログラムが定める規程に従って支給します。
- (3) 査証等取得費 査証等取得にかかる費用（実費相当）
- (4) その他 國際会議等の参加費や研究計画に必要と認められる諸経費

9. 海外旅行保険

派遣支援期間中は、北海道大学が用意する海外旅行保険に加入していただきます。本保険は傷害・疾病・救援・賠償責任・携行品などに対応する基本的なプランです。保険料は北海道大学が負担します。

10. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、北海道大学及び ArCSIII の業務遂行のみに利用します。提出された申請書は、審査終了後に事務局にて処分します。なお、派遣支援が決定した場合は、氏名、所属機関、および帰国後に提出していただく報告書が公表されます。

11. 派遣支援対象者の義務

(1) 派遣支援期間中

派遣支援対象者は、申請書に記載した計画に基づき、その活動に専念する義務があります。

また、若手人材海外派遣プログラムの広報活動の一環として、派遣期間中の活動について写真を添えて通信記事を提出いただきます。提出された記事は北海道大学 北極域研究センターのHP, Facebook, Xに掲載させていただきます。

(2) 派遣期間終了後

・ 報告書の提出と公開

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後 2 週間以内に、後日北海道大学が指定する所定の報告書を提出していただきます。提出された報告書はArCSIII関連のホームページ上で公開する予定です。

・ 成果発表会等への協力

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後に、派遣による成果を報告する発表会等において発表していただく場合があります。※成果発表会参加にかかる旅費は北海道大学が負担します。

・ 調査への協力

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後に、北海道大学、ArCSIIIが実施する北極域研究および人材育成に関する調査に協力していただきます。

12. 派遣支援対象者の遵守事項

派遣支援対象者は、派遣支援期間中および終了後、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ・ 派遣支援対象者の義務を遂行すること
- ・ 派遣期間中、本プログラムによる支給経費と重複する他の資金援助を受けないこと
- ・ 不正受給を行わないこと
- ・ 研究費の不正使用を行わないこと
- ・ その他、公序良俗に反する行為を行わないこと

上記の遵守事項に違反、又は次に掲げる事項のいずれかに該当すると北海道大学が判断した場合には、さかのぼって本プログラムの採用の取り消し、経費の支給停止又は支給済の経費の返還請求を行うことがあります。なお、派遣支援決定後、遵守事項に関する誓約書を提出していただきます。

- ・ 病気等のために計画された活動を継続できないことが明らかな場合
- ・ 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能または著しく困難と判断される場合
- ・ 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- ・ 申請・派遣支援資格を有していないことが明らかになった場合
- ・ 過去に、研究活動における不正行為、研究費の不正使用、公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- ・ 無断で一時帰国や派遣期間の短縮等、計画の変更を行った場合
- ・ その他、別に定める本プログラムの手引に記載されている条件に違反し、北海道大学の指示に従わなかつた場合

13. 問い合わせ先

〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目

北キャンパス総合研究棟2号館（次世代物質生命科学研究棟）2階

北海道大学北極域研究センター ArCSⅢ若手人材海外派遣プログラム担当

E-Mail: arcs3_HU@arc.hokudai.ac.jp